

## 倉敷市市民企画提案事業実施要綱

(趣旨)

第1条 市民と行政の協働によるまちづくりを推進し、地域課題の解決に向けた市民主体の取組を新たに生み出すため、市民公益活動をしようとする団体が提案する事業（以下「提案事業」という。）に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、倉敷市補助金等交付規則(昭和43年倉敷市規則第30号)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「団体」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 活動により得た利益の分配を目的としない非営利組織
- (2) 町内会・自治会等の住民自治組織
- (3) その他市長が適当と認める組織

2 この要綱において「公益」とは、特定の個人又は特定の集団に限定されることのない、社会一般の利益をいう。

3 この要綱において「協働」とは、団体と行政が、お互いに共通する目的の実現や地域課題の解決のために、各々の資源や特性を活かして役割と責任を分担しながら、共に協力し合うことをいう。

4 この要綱において「市担当課」とは、協働の相手方となる市の部署をいう。

(申込みできる団体)

第3条 申込みできる団体は、申込時点で次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 本市内を活動拠点とすること。
- (2) 組織運営等に関する規則・会則等を定め、会員名簿を備えていること。
- (3) 申し込む事業に従事する会員のうち、本市内に在住、在勤又は在学している者が5名以上いること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する団体は、申込みできないものとする。

- (1) 公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職にある者（候補者を含む。）若しくは政党等を推薦し、又はこれらに反対することを目的とする団体
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員が支配人、無限責任社員、取締役、監査役若しくはこれらに

準すべき地位に就任し、又は実質的に経営等に関与している団体

- (3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条及び第8条の規定による処分を受けている団体又はその構成員の統制下にある団体

（申込みできる事業）

第4条 申込みできる事業は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 不特定多数の市民を対象とした公益活動のうち、地域や社会の課題解決につながる事業
- (2) 申し込む団体が実施主体となる事業
- (3) 単年度で完結する事業
- (4) 原則として本市内で実施する事業
- (5) 団体が過去に実施したことのない事業又はそれと同等と市長が認める事業

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は申し込めないものとする。

- (1) 施設等の整備（不動産の取得を含む）に係る費用が交付申請額の10分の3を超える事業
- (2) 個人給付等の補助的要素を含む事業
- (3) 営利目的又は間接的に営利につながると市長が認める事業
- (4) 宗教上の教義、信者の教化育成等に係る事業
- (5) 政治上の主義の推進、指示、反対等の主張又は表明に係る事業
- (6) 本市、本市の外郭団体、国又は県から、同様の内容で補助を受けている事業
- (7) 行政に対する要望又は陳情を目的とする事業

（部門の構成）

第5条 団体が単独で提案事業を実施する部門を「自主事業部門」とし、「新規チャレンジコース」及び「協働準備コース」で構成するものとする。

2 団体と市担当課が協働で提案事業を実施する部門を「協働事業部門」とし、「市民提案コース」及び「行政提案コース」で構成するものとする。

（各コースの利用条件）

第6条 各コースの利用条件は、別表に定めるもののほか、次の各号による。

- (1) 同一の団体が補助を受けられる年数は、前条第1項及び第2項で定める各コースの補助年数を通算して5年以内とする。

- (2) 協働準備コースは、前条第1項及び第2項で定める各コースの補助年数を通算して5年目である場合は、申込みできないものとする。

(補助金)

第7条 補助金は、別表に定める対象経費のうち、市長が適当と認めるものについて交付する。

- 2 補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(提案事業の募集)

第8条 市長は、提案事業を期間を定めて募集するものとする。

- 2 市長は、募集要項を定めて公表するものとする。  
3 前項の募集要項には、審査の方法及び基準を記載するものとする。

(審査の申込み)

第9条 提案事業の審査を受けようとする団体は、所定の事業申込書に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書  
(2) 収支予算書  
(3) 組織運営体制  
(4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

- 2 団体は、同一の募集期間において1事業のみ申込みできるものとする。  
3 協働事業部門に申し込む団体は、第1項の提案事業の内容について、市担当課と事前に合意しておかなければならない。

(審査及び通知)

第10条 市長は、前条第1項の事業申込書等の提出があったときには、第8条第3項の規定による方法等により審査するものとする。

- 2 市長は、前項の審査にあたっては、倉敷市市民企画提案事業審議会（以下「審議会」という。）に諮問するものとする。  
3 市長は、審議会の答申を踏まえ、補助金の交付の適否を決定し、採択又は不採択の結果を団体に通知するものとする。

(交付の申請)

第11条 前条第3項の採択の通知を受け取った団体が補助金の交付を受けようとするときは、所定の補助金交付申請書を市長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第12条 市長は、前条の補助金交付申請書の提出があった場合には、これを審査し、交付決定を行い、所定の補助金交付決定通知書により通知するものとする。

2 市長は、前項の通知に際して必要な条件を付することができる。

(申込みの取下げ)

第13条 前条の補助金交付決定通知書を受け取った団体が、補助金の申込みを取り下げようとするときは、当該通知書を受け取った日の翌日から起算して20日以内に、市長に書面をもって申し出なければならない。

(協定書の締結)

第14条 第12条の交付決定を受けた事業（以下「採択事業」という。）を実施する団体（以下「実施団体」という。）及び市長は、協働事業部門の採択事業を開始する前に、それぞれの役割分担及び事業内容を明確にした協定書を締結するものとする。

2 協働事業部門の実施団体及び市長は、協定書ののっとり、採択事業の実施及び進行管理を行うものとする。

(計画変更の承認等)

第15条 実施団体は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ所定の事業計画変更等承認申請書を市長に提出し、承認を受けなければならない。

(1) 別表に定める対象経費の科目ごとに配分した額を変更するとき。ただし、各配分額の10分の2以内の流用増減を除く。

(2) 採択事業の内容を変更するとき。ただし、採択事業の目的に変更をもたらすものではなく、かつ、事業計画の軽微な変更であるような場合を除く。

(3) 採択事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。

(4) その他、申込みに係る事項の変更をするとき。

2 市長は、前項の承認を行うときは、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(実施状況の報告)

第16条 実施団体は、採択事業の遂行及び収支の状況について、市長の要求があったときは速やかに報告しなければならない。

2 市長は、採択事業の実施状況について、適時に公表するものとする。

(実績報告)

第17条 実施団体は、採択事業が終了した日の翌日から起算して30日を経過した日又は当該

年度の3月31日のいずれか早い日までに、所定の実績報告書に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 事業報告書

(2) 収支精算書

(3) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 実施団体が、第1項の実績報告書等をやむを得ない理由により期限内に提出できない場合には、市長は改めて期限を設定し提出を求めることができる。

(補助金の額の確定等)

第18条 市長は、前条第1項の実績報告書等の提出があった場合には、これを審査し、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、所定の補助金額確定通知書により通知するものとする。

(補助金の支払い)

第19条 補助金は、前条の交付すべき補助金の額が確定した後に支払うものとする。ただし、必要と認められる経費については、概算払いをすることができる。

2 実施団体は、前項の補助金の支払を受けようとするときは、所定の請求書を市長に提出しなければならない。

(採択事業の評価)

第20条 採択事業の事業評価にあたっては、市長が審議会に諮問するものとする。

2 市長は、審議会から事業評価の答申があったときは、必要な措置を講ずるものとする。

(交付決定の取消し等)

第21条 実施団体が第3条から前条までの規定に違反したと市長が認めるときは、第12条の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

2 市長は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(協力)

第22条 採択事業の成果発表及び普及を図るため、市長から求めがあれば、実施団体はこれに協力しなければならない。

(事務局)

第23条 事務局は、市民活動推進課に置く。

2 事務局は、次の事務を所掌する。

(1) 第一次審査となる書類審査に関すること。

(2) 円滑な事業実施への連絡や調整に関すること。

3 審査の公平・公正を期するため、市民活動推進課は、第2条第4項に規定する市担当課から除く。

(補助金に係る帳簿等の保存年限)

第24条 実施団体は、補助金に係る帳簿及び証拠書類を、採択事業が完了した日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

(その他)

第25条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年11月21日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前に、協定書を締結した採択事業については、なお従前の例による。

附 則

1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成20年5月19日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成20年度又は平成21年度に新たに実施した採択事業のうち、引き続き平成22年度以降に採択を受けて実施する採択事業の補助率及び補助額については、なお従前の例による。

附 則

1 この要綱は平成23年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成25年10月11日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成30年10月26日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和元年10月16日から施行する。

(経過措置)

2 令和元年度の実施団体は、第5条から第7条まで及び別表の規定について、従前の補助率等の規定を選択することができる。また、その選択は、令和2年度事業に申し込む際に行い、以後全ての年度に適用するものとする。

別表（第6条，第7条，第15条関係）

その1

自主事業部門

| コース名  | 新規チャレンジコース   | 協働準備コース  |
|-------|--|--|
| コース内容 | 初めて提案事業に申し込む団体を対象にした利用しやすさを重視したコース。設立直後の団体でも申込みできる。  | 協働事業部門への発展を目指す団体を対象にしたコース。採択後は、単独で事業を実施しながら、市担当課に協働の働きかけを行う。 |
| 補助限度額 | 15万円   | 30万円   |
| 補助率   | 100分の75以内  | 100分の80以内  |
| 補助年数  | 1年   | 2年以内   |
| 採択件数  | 5件以内   | 予算の範囲内   |
| 活動実績  | 不問   | 1年以上   |
| 対象経費  | 1 人件費，謝金，旅費交通費，消耗品費，印刷製本費，通信運搬費，保険料，使用料・賃借料，外注費・委託費<br>2 <u>団体会員への人件費及び旅費交通費は対象外とする</u><br>3 対象としない経費については，別に定める |  |

その2

協働事業部門

| コース名  | 市民提案コース                | 行政提案コース                |
|-------|------------------------|------------------------|
| コース内容 | <u>団体が提示する課題</u> をテーマに | <u>行政が提示する課題</u> をテーマに |

|       |  |                                  |
|-------|--|----------------------------------|
|       | して，団体と市担当課が企画段階から協働しながら申込みを行うコース   | して，団体と市担当課が企画段階から協働しながら申込みを行うコース |
| 補助限度額 | 50万円   | 50万円                             |
| 補助率   | 100分の90以内  | 100分の100以内                       |
| 補助年数  | 市民提案コースと行政提案コースを通算して3年以内   |                                  |
| 採択件数  | 予算の範囲内   | 予算の範囲内                           |
| 活動実績  | 協働準備コースの実績1年以上   | 1年以上                             |
| 対象経費  | 1 人件費，謝金，旅費交通費，消耗品費，印刷製本費，通信運搬費，保険料，使用料・賃借料，外注費・委託費<br>2 <u>団体会員への人件費及び旅費交通費は対象経費の合計の1割を限度とする</u><br>3 対象としない経費については，別に定める |                                  |